



原 告 国立大学法人京都大学

被 告 京都大学時間雇用職員組合 Union Extasy 外 2 名

証拠説明書

平成 21 年 4 月 21 日

京都地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士	中 田 昭 孝	
同 弁護士 飯 村 佳 夫		
同 弁護士 余 田 博 史		
同 (担当) 弁護士 橋 本 芳 則		

号証	標 目	作成年月日 作 成 者	立証趣旨
甲 1 号証	履歴事項全部証明書 (原告)	原本 H21.3.19 京都地方法務局登記官	原告の概要
甲 2 号証	Union Extasy 設立趣意書	写し H19.5.29 頃 被告ら	被告ユニオンエクスタシーの概要等 (備考) 甲 2 は、被告ユニオンエクスタシーの ホームページ (http://extasy07.exblog.jp/5773358) をプリントアウトしたものである。 なお、1 ページ左欄中段に被告ユニオ ンエクスタシー名義の預金口座が記載

				されており、同団体が、自己の名称にて預金口座（即ち財源）を有する独立した団体であることがわかる。
甲 3 号証	京都大学時間雇用職員組合 Union Extasy 規約	写し	H19.3.30 頃 被告ら	同上 (備考) 甲 3 は、被告ユニオンエクスタシーより提供を受けたものである。
甲 4 号証	京都大学時間雇用職員組合 Union Extasy 規約細則	写し	H19.5.29 頃 被告ら	同上 (備考) 甲 4 は、甲 2 と同様、ホームページをプリントアウトしたものである。
甲 5 号証	役員名簿	写し	H20.11.7 被告ら	同上 (備考) 甲 5 は、被告ユニオンエクスタシーから原告に提出された役員名簿である。なお、甲 6 のとおり、代表世話人は改選されている。
甲 6 号証	規約改正届及び役員改選届	原本	H21.3.31 被告ユニオンエクスター シー	同上 (備考) 甲 6 は、被告ユニオンエクスター シーから原告に提出された書類である。 代表世話人が、被告井上へ変更されて いる。
甲 7 号証の 1 及び 2	労働条件通知書	写し	H20.10.1 原告	被告井上及び被告小川について、既に 雇用期間が満了している事実等
甲 8 号証	全部事項証明書 (土地)	原本	H21.3.27 京都地方法務局登記官	原告が本件土地を所有している事実等
甲 9 号証	京都大学学内集会規程	写し	原告	原告構内で集会を開催するには原告の 許可が必要であること等
甲 10 号証	集会届	原本	H21.2.19 被告ら	H21.2.20 に提出された集会届の内容等 (備考) 甲 10 に記載された集会予定日は、提出日 の週明けの同月 23 日と迫った期

				日である。また、集会の期限は無期限とされ、終期についての限定がなされていない。参加予定者数は 2600 名などと、到底対応不可能な内容が記載されている。 また、後援者・賛助者として京都大学職員課の名義が冒用されている。
甲 11 号証の 1ないし 5	写真	写し	H21.2.23 原告	被告らが平成 21 年 2 月 23 日から、本件土地にテントを設置し、立て看板を設置とともに、テント内にコタツを設置して居座り（不法占有）を開始した事実等 (備考) 本写真は、被告らが不法占拠を開始した H21.2.23 に撮影したものである。 甲 11 の 5 は、被告らが原告構内の生協レストランから電気を無断で取っていた様子を示す写真である。
甲 12 号証の 1ないし 4	写真	写し	H21.2.24 原告	平成 21 年 2 月 24 日以降も、原告はテント等の撤去を求めたが、被告らはこれに応じなかつた事実等 (備考) 本写真は、不法占有の様子を H21.2.24 に撮影したものである。 甲 12 の 2ないし 4 は、撤去を求める原告職員に対して、被告らが、拡声器を用いて不当弾圧である等の演説を行っていた様子である。
甲 13 号証	写真	写し	H21.2.26 原告	同上 (備考) 甲 13 は、H21.2.26 に不法占有の様子を撮影したものである。
甲 14 号証の 1ないし 6	写真	写し	H21.3 前 原告	平成 21 年 2 月 26 日には、被告らが、白昼に、本件土地にて、ドラム缶に火力を使用して湯を沸かし、ドラム缶に被告小川が全裸になって入るというデモンストレーションを行い、これを目撃した者から通報を受けた警察官が原告構内に入構するという騒ぎとなつた事実等 (備考)

				甲 13 は、上記被告らのホームページに存する動画を撮影したものである。被告らが、平成 21 年 2 月 26 日の白昼、ドラム缶にて湯を沸かし（甲 14 の 1），日中に全裸となりドラム缶に入り（甲 14 の 2 ないし 5），通報を受けた警察官が原告構内に入構する騒ぎとなったこと（甲 14 の 6）が分かる。
甲 15 号証	団体交渉要求書	原本	H21.3.6 被告ら	平成 21 年 3 月 16 日以降、原告は被告らと団体交渉のための予備交渉を行ったが、交渉の議題、人数、時間、場所について意見が平行線を辿った事実等
甲 16 号証	団交再要求書	原本	H21.3.18 被告ら	同上
甲 17 号証	通告書	写し	H21.3.19 原告	平成 21 年 3 月 19 日以降、原告は、被告らに対し、テント等を本件土地から撤去して退出するよう求めた通告書を 2 度に亘り交付した事実等 (備考) 本書は、1 回目の通告書であり、平成 21 年 3 月 19 日午後 5 時過ぎに原告が被告井上に交付した。
甲 18 号証	通告書	写し	H21.3.23 原告	同上 (備考) 甲 18 は、2 回目の通告書であり、平成 21 年 3 月 23 日午前 8 時 30 分頃に原告が被告井上に交付した。
甲 19 号証の 1 ないし 3	写真	写し	H21.3.23 原告	上記通告を受けても原告が不法占拠を継続している事実等 (備考) 本書は、上記 2 回目の通告書を受けた後、撤去期限として指定した平成 21 年 3 月 23 日午前 10 時を経過しても退去しない被告らを撮影したものである。

甲 20 号証の 1 及び 2	写真	写し	H18.3.19	不法占拠に伴い必要な電力について、被告らが、レストランからの無断借用を止められた後、原告構内の公衆電話用電源から無断で取っていた事実等
甲 21 号証の 1 及び 2	写真	写し	H21.3.19 原告	原告が、原告構内の公衆電話用電源からの電気使用を止められると、今度は、原告の管理する建物から直接電気を無断で取るという行為に及んだ事実等
甲 22 号証の 1 及び 2	写真	写し	H21.3.25 原告	被告らが現在に至るまで不法占有を継続している事実等
甲 23 号証	被告らホームページ抜粋	写し	被告ら	原告の主張事実全般
甲 24 号証	原告ホームページ 抜粋	写し	原告	楠が原告のロゴマークとなっていること等
甲 25 号証	樹木医意見書	原本	H21.3 株小林造園 小林英紀	被告らの占有により、楠の育成に深刻な危害を及ぼしているおそれがあること等
甲 26 号証	陳述書	原本	原告	原告の主張事実全般
甲 27 号証	仮処分決定	原本	京都地方裁判所第 5 民事部裁判官	本件土地についての占有移転禁止仮処分命令の申立が認められたこと

以 上